

### 35 平成28年12月2日申請（平成28年（争）第2号）（卸電気通信役務の提供に係る料金等の見直し）

#### （1）経過

平成28年	
12月2日	A社から、あっせんの申請（平成28年（争）第2号）。 （⇒（2））
2日	委員会から、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「Nコム」という。）に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
14日	Nコムからあっせんに応じる考えはない旨の回答。（⇒（3））
15日	委員会から、両当事者に対し、あっせんをしない旨の通知。

#### （2）申請における主な主張

A社は、国内外の通信事業者から再販目的で電話サービスを仕入れ、プリペイドカードの形をとって国際電話サービスの提供を開始した。その後、Nコム等の電話サービスをコールセンター事業者など着信課金サービス等の需要家に再販する国内向けの事業も開始した。当該国内向け電話サービスの再販事業に当たって、A社は、Nコムとの間で特約書を締結していたところ、ISDN回線の再販に係る特約書については、A社に不利な内容となっていたため平成27年6月9日付けであっせん申請（平成27年（争）第2号）を行った結果、双方の話し合い等を通じ、同年11月に基本合意に至ったところである。その後詳細を決め、当事者間においてISDN回線に関する特約書を平成28年1月に締結した（今回あっせんを求める足回り回線がIP回線になっているサービスは含まれていなかった。）。

一方、足回り回線がIP回線となっているサービス（以下「IP電話サービス」という。）に関しては、平成27年3月にNコムと特約を締結（以下「IP特約書」という。）した。その後、Nコムからは、IP電話サービスは、これまでA社で利用してきたISDN回線の後継となるサービスであるとの説明があり、A社としては、順次ISDN回線をIP電話サービスに切り替えていくことが必要であるという認識をもった。回線の切換えには、時間と手間を要するので、折を見てA社からエンドユーザーにこのIP電話サービスを説明し、早期の切り替えを要請してきた。

そうした中で、平成28年9月頃、ISDN回線を利用する既存のエンドユーザー回線をIP電話サービスに切り替えるための審査を申し込んだところ、IP電話サービスでは約款料金での提供しかできないという回答があった。IP電話サービスを申し込む場合は、事実上再販できない料金で提供するというのは再販事業者が果たしてきた役割を軽視している。

また、あるエンドユーザーのIP電話サービスに係る回線の追加を契機として、他のIP電話サービスのエンドユーザーの利用分も合わせて大幅な値上げを通知された。

本来、既存のエンドユーザーに適用される料金の値上げは、IP特約書によるべきものであるが、本件の値上げはこの条件に合致しない。

A社からNコムに対して積極的に協議を申し入れてきたが、料金見直しの具体的な料金見直しの提案はなく、むしろNコムからは、IP特約書に基づいて現在行っている秒課金という課金体系を見直すことの可能性やあっせん申請を行うことは当事者間の信頼関係に影響を与え、それが特約の解除事由になるといった通知があった。最終的に、NコムからIP特約書に基づき特約の解除の申入れがあったため、以下の内容（概要）にてあっせん申請をするに至った。

- ① IP特約書が適用される通話料金を変更するときは、特約書中どの条項に該当するのか等を明示して協議を行うこと。また、原則契約の更改を行うこと。契約の更改に当たっては、料金単価を1秒ごとにすること等。
- ② IP電話サービスの利用を希望する新規エンドユーザーの回線を追加するときは、その卸料金算定にあたっては、これまでに合意してきたIP特約書の料金水準を基準にした料金で設定すること。
- ③ ISDN回線利用者の回線をIP電話サービスに切り替える際は、ISDN回線の特約書の卸料金と同水準で卸料金を設定すること。

### (3) あっせん不実行

Nコムに対し、あっせんの申請があった旨通知したところ、Nコムより「あっせんを受諾しない」旨の回答が委員会にあったため、あっせんをしないこととなった。

#### 【あっせんを受諾しない理由】

- 1 あっせん申請の主たる目的が、Nコムが特約条項に基づき正当に契約

終了を申出たものに対し、A社が本制度を利用し、契約の継続を狙った行為であると考えられること。

- 2 あっせん申請のうちあっせんを求める事項の内容が、法令や契約に基づくNコム の正当な権利を、不当に侵害するものであると考えられること。
- 3 あっせん申請のうちあっせんの経緯の内容が、事実に反したものが散見されること。
- 4 これまでにA社との間に生じた数々の事案や状況等を踏まえると、NコムとA社との間で、ビジネスパートナーとしての信頼関係は構築し得ないと考えていること。